

工事契約に関する会計基準（案）
に対するコメント

2007年8月8日、企業会計基準委員会は国際会計基準審議会と、日本は2011年6月30日までに国際財務報告基準（IFRS）に収斂する旨合意した（東京合意）。

2007年8月30日公表された工事契約に関する会計基準草案は、国際財務報告基準の工事契約の会計基準（IAS 11号）の規定をほとんど無視しているといっている。

①情報開示が国際会計基準と異なり（国際会計基準11号のパラグラフ42の資産計上・負債計上の額やパラグラフ40の開示事項が明示されていない）、②工事損失引当金の言及に紙数を使いすぎ（国際基準はパラグラフ36.37の2項で記述するのみ）、③計算例が示されていない（国際基準は4ページにわたって事例サンプルを示している）、④不必要な結論の背景に紙数を使いすぎる（国際基準にはない）。

情報開示が国際会計基準と異なり（国際会計基準11号のパラグラフ42の資産計上・負債計上の額やパラグラフ40の開示事項が明示されていない）、工事契約の事業者の財務諸表は、XBRL化によって翻訳される英文と一致せず読者をミスリードさせることになり

ます。

少なくとも国際会計基準11号と相違した理由を記載して読者に納得できるものかどうか提示すべきであった。

国際財務報告基準に収斂を約束したのであれば、会計基準を利用する関係者および国際的信義のためにも、国際財務報告基準（IFRS）から新たな相違を生むような基準を作成すべきではないはずです。

公認会計士 横山明

August 30, 2007

工事契約に関する会計基準（案）
に対するコメント

2007年8月8日、企業会計基準委員会は国際会計基準審議会と、日本は2011年6月30日までに国際財務報告基準（IFRS）に収斂する旨合意した（東京合意）。

以後、日本の新たな会計基準は、再度の改正をせずに済むように国際基準に整合しているものにするものと考えます。

国際会計基準 11 号「工事契約」には、42 項には次のように規定している。

42 項 企業は下記のように表示しなければならない。

- (a) 工事契約に係る顧客に対する債権総額を資産として、および
- (b) 工事契約に係る顧客に対する債務総額を負債として表示。

43 項では、工事契約に係る顧客に対する債権総額の資産の内容を、44 項では工事契約に係る顧客に対する債務総額の負債を定義している。

43 項 工事契約に係る顧客に対する債権総額とは下記の純額である。

(a) 工事原価＋認識した利益；から (b) 認識した工事損失＋出来高請求額を控除した純額で
工事原価＋認識した利益（認識した工事損失を控除）は出来高請求額を超過しているすべての仕掛中の工事契約。

44 項 工事契約に係る顧客に対する債務総額とは下記の純額である。

(a) 工事原価＋認識した利益；から (b) 認識した工事損失＋出来高請求額を控除した純額で
出来高請求額が、工事原価＋認識した利益（認識した工事損失を控除）を超過しているすべての仕掛中の工事契約。

国際会計基準では、資産計上は「契約業務に係る顧客に対する総債権額 (Gross amount due from customers for contract work)」、負債計上は「契約業務に係る顧客に対する総債務額 (Gross amount due to customers for contract work)」とし、下記に示した米国基準のように、より具体的な表現はしていないが会計処理内容は同じ。

米国基準では、貸借対照表の資産に、「未成工事の出来高請求を超えた原価及び見積利益 (Costs and estimated earnings in excess of billings on uncompleted contracts)」が表示され、負債に「未成工事の原価及び見積利益を超えた出来高請求額 (Billings in excess of costs and estimated earnings on uncompleted contracts)」が表示されますが、日本の基準(草案)では、どれがこれに該当するのでしょうか？国際基準と比較可能にしておくことが必要かと思います。

特に、国際的に活躍している日本企業が海外の建築・土木などの入札に財務情報を利用するチャンスがあるからです。

公認会計士 横山明

平成 19 年 9 月 7 日